

『歌仙二葉抄』と『歌仙傳』

——三十六人歌仙伝続考——

新藤 協三

要 旨 十八世紀中葉に刊行された『歌仙二葉抄』には、「歌仙傳曰ク」として『三十六人歌仙伝』からの引用を多量に所載するが、その本文は現存伝本数の少ない異本系のそれであり、近世中期には、『三十六人歌仙伝』の本文は、流布本本文と並行して異本本文も通行していたことが知られる。そこで、『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』の本文を、現存流布本・異本と比較、考究して、異本本文の特徴を保有することを確認した。

延享四年（一七四七）刊行の岨山春幸著『歌仙二葉抄』は、三十六歌仙歌の注釈書であるが、先行する類書、たとえば下河辺長流『歌仙抄』（寛文六年刊）、山雲子（堀内直頼）『歌仙金玉抄』（天和三年刊）、北村季吟『歌仙拾穂抄』（正徳四年刊）、細川幽齋『歌仙家集解難抄』（天正一七年成立、元文四年刊）等に比較して著しい特色をなすのは、三十六人の歌人の伝記を能う限り詳細に所載することである。それら伝記の典拠としては『日本紀』・『続日本紀』・『新撰姓氏録』・『作者部類』・『拾芥抄』・『袋草紙』・『紹運録』などの書目を掲げるが、その中の一つに「歌仙傳ニ曰ク」、「歌仙傳ニ」等として『三十六人歌仙伝』をかなり多く引用しているのである。このことは本書の序にも、

過にしころ京師に逍遙せしに、或人歌仙傳となん云を予にあたへて、此書官くらめなどすゝみし年月日をしるす而已ながら、雲の上にもとり／＼もてはやし給ふなれど、哥の心をしるさず。ねがはくは歌人三十六人のあらまし事并哥の心などともにくはしくしるせよと請ふ。（中略）歌仙傳にのせ侍る事どもは、其所のかしらにことはりて残さず書しるし…

と述べる如く、『歌仙傳』（三十六人歌仙伝）を極めて重要視することを窺わせるのであるが、中、近世を通じて、『三十六人歌仙伝』を引用した文献がほとんど見出されなかつたこれまでの状況においては、その流布の実態の一端を知り得るといふ点で貴重であらう。

そこで、本稿では、『歌仙二葉抄』に引用された『歌仙傳』の本文を詳細に検討して、それらが現存『三十六人歌仙伝』といかなる本文関係にあるのかという点を中心に考察を加え、近世流布の『三十六人歌仙伝』の本文の実態を明らかにしたいと思う。

言うまでもなく、『三十六人歌仙伝』は三十六歌仙の伝記の集成であるが、その伝本については、従来、群書類従巻第六五所収本文を代表とする同一系統の諸本が知られるのみであった。ところが、平安末期の頭昭の著作『柿本朝臣人麻呂勸文』・『古今集序注』両書が「三十六人伝云」として引用する『三十六人歌仙伝』の記載には、群書類従本をはじめとする現行流布本には見られぬ文言が含まれているので、頭昭参看の本文は流布本のそれと異なっていたと考えられ、現行流布本本文の外に異本本文も存在したことを窺知せしめるのであるが、稿者が最近管見し得た次の五本はその異本に該当するものと思われる。それらは、

(1) 松野陽一氏蔵「歌仙伝」

(2) 宮内庁書陵部蔵(一五〇・六二二)「歌仙伝」

(3) 宮内庁書陵部蔵(一五四・七)『歌集襍抄』所収「歌仙伝」

(4) 高松宮家蔵(七・二二七・六)『歌集襍抄』⁽¹⁾所収「歌仙伝」

(5) 高松宮家蔵(七・二二七・七)『代々集』所収「歌仙伝」

の五本であるが、これら五本は、相互に補充し得る字句の小異を除けば全く一致し、頭昭所引の記載と内容的によく合致する本文を有するのである。これら異本本文の全貌ならびにその特徴については既に前稿に述べたので、詳細はそれらに譲るが、概して異本は流布本よりも委曲を尽した記載となっており、かつ文意の通り易い場合が多く、異本は『三十六人歌仙伝』の原型もしくはそれに近い形態で、流布本は原型を抄出、簡略化した略本であろうと想定される。

さて、『歌仙二葉抄』には、先述の如く「歌仙傳ニ曰ク」として『歌仙傳』を引用した記載が見られるが、この引用は三十六人の歌人全てについて見られるわけではなく、伊勢・素性法師・三条院女藏人左近（小大君）の三歌人については全く引用が見られず、また、柿本人麿・山辺赤人・小野小町・壬生忠岑の四人の場合のように、極めて簡略な記述となるものもある。人麿については「先祖不見云云又云ク件人就三年々ノ除目叙位等尋其昇進無所見云云」と、赤人については「先祖不見云云」と記すのみであり、小町は「拾芥抄出羽郡司女仁明時承和之比人也云云歌仙傳并親房の古今の抄等是に同し」、忠岑は「歌仙傳にも右衛門府生壬生直と書る斗にて委しくしるさず」の如くであって、『三十六人歌仙伝』におけるこの四人の、殊に人麿・赤人の記事量から考えると甚だ引用が少ないのであるが、これは、『歌仙二葉抄』の著者の、『三十六人歌仙伝』に対する記事撰取の態度に起因するものであろう。即ち、「此書官ツカサくらゐなどすゝみし年月日をしるす而已ながら」（序）、「歌仙傳は官位の昇進年月を記せる而已の書なれば」（人麿）、「歌仙傳は官位の昇進年月等而已を記せる書なるゆへ」（赤人）と規定することから窺い知れるように、専ら官位昇進の次第を知る典拠と限定して依拠するためである。それ故、官位昇進に関する記載のない伊勢・素性・小大君については引用すべき記事が見出せず、また、人麿以下の四人についても同様に、出自にかかわる微量の注記にとどまったものと思われる。

かように、『歌仙二葉抄』は、『三十六人歌仙伝』から記事を引用しないか、あるいは引用してもごく微量にとどまる場合もあるが、多くの歌人の場合、かなり詳細に『三十六人歌仙伝』を引用するので、その引用本文と現存『三十六人歌仙伝』の本文とを比較、考察することが可能である。そこで、以下両者の本文を具体的に見てゆくことにする。なお、『三十六人歌仙伝』の本文は、流布本については群書類従本を、異本については先掲五本の誤謬を相互に補完した校訂本文を、それぞれ使用する。

最初に、『歌仙二葉抄』所引本文は現存『三十六人歌仙伝』の流布本、異本いずれの本文により近いのか、という点を大まかに把握するために、流布本、異本の顕著な対立箇所となる両者の本文と、当該部分の『歌仙二葉抄』の本文とを併せ掲出してみよう。

先ず第一番目に指摘しておきたいのは、大中臣頼基の項である。『三十六人歌仙伝』の流布本は、

延喜元年六月任_三神祇少祐。五年正月任_三権大祐。承平三年正月任_三権少副。天慶四年正月七日叙_三從五位下。祭主。天

曆五年正月七日叙_三從四位下。天徳二年卒。天曆十年五月十一日大外記御船宿禰伝説勘文云。雖_レ有_二氏五位_一非_三神官

人_一以_二六位官人_一補_三祭主_一。

とあって、末尾の傍線部「雖有氏五位……補祭主」の語句が何を説明するのかわかりにくい、異本文によればそれが理解される。

延喜元年六月任_三神祇少祐。字多院被申五年正月転_三権大祐。承平三年正月転_三任権少副。天慶二年十月七日任_三祭主。同四

年正月七日叙_三從五位下。勞八年正月七日叙_三從五位上。十月任_三大副。十一月十四日叙_三正五位下。天曆五年正月

七日叙_三從四位下。天徳二年卒。天曆十年五月十一日大外記御船宿禰伝説勘文云。雖_レ有_二氏五位_一依_レ非_三神祇官人_一

以_二六位官人_一補_三祭主_一。へ以下略

これによれば、頼基は天慶二年に六位のまま祭主に任じたことが判明し、「雖有氏五位……補祭主」の一文はそれに対する説明とわかる。流布本は異本の傍線部「二年十月七日任祭主同」を脱し、かつ割注「祭主勞」の「勞」字を落すため、天慶四年に從五位下に叙し祭主に任じたかの如き記述になり、末尾の一文を付載する意味が理解し難いの

である。一方、この部分の『歌仙二葉抄』の本文は、

歌仙傳ニ云延喜元年六月任宇多院神祇少祐被申五年正月轉承平三年正月轉權大祐承平三年正月轉任天慶二年十月七日任權少副天慶二年十月七日任祭主同四年正月七日叙從五位下八年正月七日叙從五位上十月任大副九年十一月十四日叙正五位下天曆五年正月七日叙從四位下天德二年卒云云

の本文であつて、字句に小異はあるものの、『三十六人歌仙伝』の異本文と基本的に一致するのである。

この事実から想定されるのは、『歌仙二葉抄』の依拠した『三十六人歌仙伝』の本文は異本系のそれであろうといふことである。この観点を補強する同様の例は他にもいくつか掲げることができる。源重之の条における『三十六人歌仙伝』流布本文は、

康保四年十月任前坊帶右近將監刀長同月任兄能正朝臣依左近將監為右少將也十一月廿七日叙藤上從五位下藤上二年正月任相模權介。天延三年正月任左馬助貞元元年七月任相模權守。長保年中於陸奥国卒云云。

とあるので、康保四年十一月に叙從五位下、任相模權介の年号が不明となるが、『歌仙二葉抄』は次に示すように小異がある。

歌仙傳云々康保四年十月任前坊帶左近衛權將監刀長同月任イニ權字ナシ右近將監安和元年十一月廿七日叙從五位下藤上二年正月任相模權介天延三年正月左馬助貞元元年七月任相模權守長保年中於陸奥国卒云々或説云實方中將為守之時為送下向ス云々

即ち、「右近將監・左近將監」(流布本)↓「左近衛權將監・右近將監」(二葉抄)が異なる外、安和元年に叙從五位下、同二年に任相模權介となる。この相違は、『歌仙二葉抄』依拠の『歌仙傳』本文が現存流布本のそれと異なることを示すが、次掲の異本文は『歌仙二葉抄』と特徴的に一致する。

康保四年十月任_二左近衛権将監_一。前坊帯同月任_二右近将監_一。兄能正朝臣 依為右少将也安和元年十一月廿七日叙_二從五位下_一。府上藤 二二年正月任_二相模権介_一。天延三年正月任_二左馬助_一。貞元々々七月任_二相模権守_一。長保年月於_二陸奥国_一卒。或説云実方中将為守之時為送下向云云

即ち、『歌仙二葉抄』は異本の割注「兄能正朝臣依為右少将也」と、「天延三年正月任左馬助」の「任」を欠き、逆に異本は「イニ権字ナシ」の傍書校異を持たないという程度の違いであつて、『歌仙二葉抄』所引の『歌仙傳』本文は異本の系のものであることが判明する。しかも、『歌仙二葉抄』末尾の「或説云……下向云云」の文言が、『歌仙傳』とは別の典拠によるのではなく、異本を対置せしめることにより、それも結局は『歌仙傳』の記事を転載したものであることを物語っている。

以上の大中臣頼基・源重之の二例からのみでも、『歌仙二葉抄』の引用する『歌仙傳』が異本系本文であることはほぼ確実と思われるが、更に加証すべきものとしては、大伴家持の例などもある。『歌仙二葉抄』が「歌仙傳ニ曰ク」として引用する家持の条の末尾、

(延暦)四年八月薨後廿余日其骸未_レ葬大伴_二継人竹良等射_三殺中納言藤原種継_一事発_レ覺下_レ獄按_三驗之事連_二家持等_一由_レ是避_三除名_一其息永主等並_レ処_レ流云云

の「四年八月薨」の次「後廿余日……」以下の文言は、『三十六人歌仙伝』の流布本には見られず、異本に、「避除名其息永主等」の部分が「追除名……」の異文とはなるものの、そっくりそのまま存在する事実なども指摘し得る。この外、細かい点ではあるが、凡河内躬恒の「大堰川行幸和歌」の条における記載にも同様のことが言い得る。当該部分の『三十六人歌仙伝』流布本が、

件日。題九。読人六人。毎題各一首。但躬恒毎題献_二二首_一。

とあるのに対して、異本は、

件日。題九読人六人。毎題各一首。但躬恒除鶴江立_二之外。毎題献_三二一首。

の如く、流布本の持たない傍線部の語句「除鶴江立_二之外」を有するが、この記載は『歌仙二葉抄』にも見られるのである。

『三十六人歌仙伝』の流布本・異本両本文間の、両者を区分する目やすともなるべき顕著な対立箇所において、『歌仙二葉抄』所引本文を対照、考察した結果、その本文は、『三十六人歌仙伝』の異本本文の特徴を具備することが認められる。このことは、『歌仙二葉抄』依拠の『歌仙傳』本文が異本系の本文であったことを示すものであり、かつ、『歌仙二葉抄』の成立、刊行の十八世紀中葉には、『三十六人歌仙伝』は流布本本文と並行して、異本本文も流布していたことを跡付けるのである。

四

では、『歌仙二葉抄』の引用する『歌仙傳』本文は、現行『三十六人歌仙伝』異本本文とどの程度まで一致し、あるいは、どのような点で異なるのか、次にはその点について言及しておこう。

『三十六人歌仙伝』異本本文と『歌仙二葉抄』引用本文とを対校すると、「春宮大夫如故」↓「：如元」、「延木」↓「延喜」などの用字の違いを除いて、先ず目につくのは、相互に文字一、二字程度の欠脱や異同がかなり多いことである。以下にいくつか具体例を掲げると（『三十六人歌仙伝』異本本文を掲げて、異同箇所_に傍線を施し、カッコを付して『歌仙二葉抄』引用本文を示す。異本本文に欠脱の場合は、引用本文の頭に○印を付して示す）、

同十七年正月授（叙）從五位下（家持）

十七年正月任（ナシ）図書頭（敏行）

『歌仙二葉抄』と『歌仙伝』

天徳二年正月任(ナシ)越後守(信明)

永観元年々月(月日)卒(順)

天徳元(〇年)十月廿日(能宣)

御厨(〇子)所定外膳部(忠見)

正月七日叙(〇従)五位上(兼盛)

仁明天皇孫(也)(宗子割注)

などの些細な異同であり、欠脱箇所はそれぞれの誤謬と考えられるが、ただ、『歌仙二葉抄』に誤脱、誤謬となる場合、それが執筆時点に生じた誤りなのか、依拠した『歌仙傳』自体の欠陥を継承したものなのか、目下のところ判断し得ない。

次に指摘されるのは、『三十六人歌仙伝』異本の有する割注のうち、『歌仙二葉抄』引用本文中に見られぬものがないくつもあることである。前章で触れた源重之の条にも、異本本文の「同月任右近将監兄能正朝臣 依為右少将也」の割注部分の記載が、『歌仙二葉抄』引用本文中には見られなかったのであるが、同様の例は他にいくらか散見するので、当該部分を傍線を施して掲出する。

三年十二月二日薨時年五十八 号十御門中納言(朝忠)

延長二年正月七日叙従五位下藏人 弟 本官如故(公忠)

八年九月停長官依晏駕也(公忠)

九年卒年五十九 仁和四年 戊申生号滋井井(公忠)

同四年正月七日叙従五位下祭主 弟(頼基)

承平七年正月十六日補藏人父公忠朝臣辭五位藏人中補之(信明)

天曆五年正月任河内権掾校書殿勞 (元輔)

四年十月任民部少丞卿在衛卿 (元輔)

承平五年二月任加賀掾氏院 (元真)

正曆三年二月卒七十 (仲文)

天延二年十一月廿五日叙従五位上朔旦冬至 (能宣)

これらの全てを『歌仙二葉抄』の誤脱とは考え難いので、想像されるのは次のいずれかであろう。先ず第一に、『歌仙二葉抄』の依拠した『歌仙傳』に既に欠落となっていた、即ち、『歌仙二葉抄』依拠の『歌仙傳』は、現存異本文と異なるある本文であった場合である。第二に、『歌仙二葉抄』の著者が、『歌仙傳』の記事、特に割注に対して取捨選択を加えた場合である。以上の二つのうちでは、確証はないが、おそらく後者であろうと思われる。前章に掲げた源重之の条の『歌仙二葉抄』の末尾「或説云實方中将為守之時為送下向云々」が、『三十六人歌仙伝』異本では末尾に付された割注であったことを勘案すれば、異本の割注に対する『歌仙二葉抄』著者の取扱いは、何らかの意識が働いていると推測されるからである。この見方を敷衍すれば、朝忠に付された割注「号土御門中納言」が『歌仙二葉抄』で省略されたのも、冒頭で既に「従三位右衛門督土御門の中納言と号す」と触れているので、重複を避けたためと考えられるし、同じく公忠の割注「仁和四年戊申生号滋井弁」の「号滋井弁」についても、『歌仙二葉抄』では「歌仙傳云々」の引用文以前に、「光孝天皇の孫にて……滋野井弁シノノイといへり」と説明があるので、割注の方は除外したものと思われる。このように見えてくると、他の例に対する合理的な説明はなし得ないものの、『歌仙二葉抄』作者の段階での、何らかの理由による省略と見てよいのではなからうか。

以上に見てきたように、『三十六人歌仙伝』異本文と『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』の本文との間には、相互に文字一、二字分程度の異同があったり、異本文の割注の一部を省略したりする違いが認められるのであるが、この『歌仙二葉抄』引用本文は、『三十六人歌仙伝』異本文に対して、大きく脱文となる部分が二箇所あって、逆に引用本文に対して異本文が脱文となるものはない。その二箇所とは、藤原兼輔の項の、

(延喜) 十九年正月兼備前守。同月任左近衛権中将。内蔵頭如元廿一年正月任参議。中將如故同二月七日昇殿。廿二年正月七日叙從四位上。

傍線部分と、同じく、源宗于の項の、

延木四年二月任撰津権守。五年正月任兵部大輔。八年正月任右馬頭。十年兼参河権守。十五年六月任相模守。傍線部分とである。即ち、この二箇所の当該部分における『歌仙二葉抄』引用本文は、

十九年正月兼備前守。同月七日昇殿。廿二年正月七日叙從四位上。(兼輔)

延喜四年二月任撰津権守。十五年六月任相模守。(宗于)

の如くであるが、一瞥して窺われるように、『三十六人歌仙伝』異本文の傍線部分を挟んで、その前後の語句「同月……同二月」(兼輔)、「撰津権守……参河権守」(宗于)が酷似するので、目移り等による誤脱と推測されるのである。因みに、『三十六人歌仙伝』流布本文にも、

十九年正月兼備前守。同月任左近衛権中将。内蔵頭如故。廿一年正月任参議。中將如故。同二月七日昇殿。

廿二年正月七日叙從四位上。(兼輔)

延喜四年二月廿六日任撰津権守。五年正月十一日任兵部大輔。八年正月九日任右馬頭。十二年十月五日兼三河権守。十五年六月廿五日任相模守。(宗于)

と記され、異本に対して、割注を本文化したり、任官年月日が詳細でかつ小異を持ったりするという違いはあっても、異本文と同一内容の記載を有するので、『三十六人歌仙伝』に本来的に備わっていた本文であって、『歌仙二葉抄』における誤脱であることは明瞭である。ただ、この脱文が『歌仙二葉抄』の依拠した『歌仙傳』の段階で既になされていたものか、あるいは、『歌仙二葉抄』に転載する折に生じた誤脱なのか、この点については見窮めがつかない。

『三十六人歌仙伝』異本文に対して『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』本文が相違を示すのは、大体以上に述べた三 points に集約し得るのであるが、これらのことは、『歌仙二葉抄』依拠の『歌仙傳』本文が、現存『三十六人歌仙伝』異本文と同系統のものであったと仮定しても、生じ得ると認められる範囲内の事象ばかりであって、必ずしも、この仮定を積極的に否定する反証にはならないと思うのである。

五

これまで、第三章では、『三十六人歌仙伝』の流布本と異本との本文対立箇所における、『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』の本文が、異本文の特徴を顕著に具備することを把握し、第四章では、異本文と引用本文との本文異同の実態を検討して、必ずしもそれらを、対立的系統の本文間に生じた異同と見做さなくともよいことを確認した。これらの結論からのみでも、『歌仙二葉抄』の引用する『歌仙傳』の本文が、現存『三十六人歌仙伝』異本系統の本文であることは十分察せられるのであるが、本章では更に、『歌仙二葉抄』の記載を博搜して、『三十六人歌仙伝』の異本に特有の要素を探り出して、これまでに辿り得た見解の補強をしておきたい。

『歌仙二葉抄』における伊勢の条は、冒頭から次の如く記される。

日野家ノ祖眞夏より四代の孫ニ前ノ大和守從五位上藤原繼蔭元伊勢守也。此人の女メなるによりて伊勢と名づく。拾芥抄には寛平法皇の御息所と云々。寛平法皇の御子行明親王をうみし人也。七条の後温子に宮仕への女也。このように説明した後、一字分下げて、細字書入れの形で、

東七条后藤ノ温子ハ仁和四年十月六日入内九日為ニ女御ニ寛平九年七月廿六日為ニ皇大夫人ニ延喜五年五月出家七年六月崩ス年三十六昭宣公第三ノ女ト云云

と記して、「七条后温子」の略歴を注記するのである。『歌仙二葉抄』自体は、三十六歌仙の歌にまつわる詳細な注釈書であつて、歌人やその歌に關してはもとより、その周辺の事情に対して、極めて委しい注釈を施すのを特色とするが、それにしても、細字注記の形で略歴を記すのはこの部分一箇所のみであつて、大変珍しいことなのである。

ところで、ここに興味深い事実がある。それは、『三十六人歌仙伝』異本に特有の部分に、宇多法皇と伊勢との間に生まれた行明親王をめぐつて、伊勢と七条后温子との贈答歌を記した後、「東七条后藤温子」と名を掲げ、その下に細字注記の体裁で、次の如き記載を有することである。即ち、

仁和四年十月六日入内九日為ニ女御。寛平九年七月廿六日為ニ皇大夫人。延喜五年五月出家。七年六月崩。年三十六。昭宣公第三女。

これは、『歌仙二葉抄』の内容と全く一致するのである。先に第三章で述べたように、『歌仙二葉抄』は伊勢に關しては、「歌仙傳云々」という形での『歌仙傳』を引用した記述を持たないが、しかし、この記載は、『歌仙傳』からの引用ということを明言しただけであつて、やはりその内容を捨てきれずに転載したものと思われるのである。それ故にこそ、細字注記という体裁までもが似通つたものになつたのであろう。もしこの推測が正鵠を射ているとすれば、『歌仙二葉抄』の依拠した『歌仙傳』は、兎行『三十六人歌仙伝』異本と極めて近似した形態であつたと想定

される。

更に『歌仙二葉抄』を追ってゆくと、次の如き事例にも逢着する。藤原高光に関する『歌仙二葉抄』の記事のうち、「官位の事は歌仙傳ニ云」として引用する文言は、『三十六人歌仙伝』の異本本文と全く一致するのであるが、注目すべきは末尾の「應和元年十二月四日到横川入道」の語句の次に記された、

号多武峯少將此名如元卒年不詳

とある割注の内容である。こゝは、『三十六人歌仙伝』の流布本に、

心_ニ和元年入道。号_ニ多武峯少將。法名如_ニ覚。卒年不_レ詳。

と記すのが正しく、『歌仙二葉抄』の「此名如元」は誤写から生じた異文なのであるが、それは、依拠した『歌仙傳』の誤りを踏襲したことを反映するのである。そして、『歌仙傳』のこの記載は、割注の部分をも含めて、『三十六人歌仙伝』異本本文と一字一句たりとも違わず全く一致するのであるから、『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』の本文は、現行『三十六人歌仙伝』の本文と全く同じか、極めて酷似したものと考えられるのである。

この外、看過し得ない例として、中務の条の記載に触れておきたい。問題となる部分に限って『歌仙二葉抄』を掲げよう。

歌仙傳云ク宇多院第四二品中務卿敦慶親王女母ハ伊勢高藤大臣ノ女云云

「宇多院……敦慶親王女」までの記事は何ら疑問なく理解できるが、それ以下の「母ハ伊勢高藤大臣ノ女」の文言はどのように解釈すべきか、理解に苦しむのである。虚心に読めば、「中務の母親は伊勢であつて、その伊勢は高藤大臣の女である」と受取らざるを得ないが、伊勢は藤原高藤の女ではないわけであり、これでは史実に反して、全く荒唐無稽な説明に陥るのである。ところで、異本『三十六人歌仙伝』を見ると、この疑問も氷解するのである。異本

『三十六人歌仙伝』は、右に掲げた『歌仙二葉抄』の記載を、作者名の下に付された割注の形で、次のように記す。

中務宇多院第四二品中務卿敦慶親王女云々母伊勢
母高藤大臣女

即ち、この『三十六人歌仙伝』異本の記載の体裁によれば、「中務卿敦慶親王」の母親が「高藤大臣女」だということである。『歌仙二葉抄』は、「母高藤大臣女」の「母」字を脱落させ（おそらく依拠資料『歌仙傳』の段階で脱字となっていたと想像されるが）、しかも割注の体裁の意味を理解せぬまま、二行書きの割注を続けて記述したため、結果的に荒唐無稽な内容へと墮してしまったのである。このように、『歌仙二葉抄』は、内容的に誤った引用となっているが、しかし、結果的に内容に誤りがあるろうと、そのこととは別に、引用された記載そのものは、異本『三十六人歌仙伝』の特徴を極めてよく継承しているのである。この事実は、とりもなおさず、『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』が、現行『三十六人歌仙伝』異本の系統に属するものであることを裏付けるのである。

以上に述べた三例は、みな『三十六人歌仙伝』の異本に特有の本文現象であって、その点からも、『歌仙二葉抄』の引く『歌仙傳』と、『三十六人歌仙伝』異本とは、本文的に親しい関係であることが窺われる。こうした観点から瞥見すれば、細かい点ではあるが、壬生忠見の条で、『三十六人歌仙伝』の異本が「壬忠見」と記し「壬生」の「生」字を落して流布本と対立し、また、天徳二年に「撰津権大目」に任じたと記し、「撰津大目」とする流布本と対立する異同箇所において、『歌仙二葉抄』の引用本文は異本文と一致することなども言い添えることができるし、また、藤原敦忠の条で、『三十六人歌仙伝』異本が「（延長）八年九月廿二日昇殿。十二月任右衛門佐。九月三日任左近衛少将」とあって、傍線部分を「九年三月」とする流布本と対立する箇所において、『歌仙二葉抄』の引用本文は異本文と同文で、「九月三日」として、依拠資料の不備を感じつつもそれを踏襲する事実なども拾うことができる。かように細かい点にわたる事例は、他にも枚挙に暇のないほど数多く見られるが、これまで縷述し来たったことを綜

合すれば、『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』の本文が『三十六人歌仙伝』異本系の本文であることは、異論なく認められると思うのである。

六

近世中期刊行の『歌仙二葉抄』は、『三十六人歌仙伝』を多量に引用し、しかもその本文は、現存伝本の少ない異本系のそれであった。この事実は、近世における『三十六人歌仙伝』の流布状況を知る手がかりともなり、かつ、現在でこそ圧倒的に流布本優勢の観があるが、近世中期には流布本本文と並行して、異本本文もある程度流布していたことを裏付けるのである。

近世における『三十六人歌仙伝』流布の状況を跡付けるものとして、稿者がこれまで知り得たのは、天保四年（一八三三）に刊行された尾崎雅嘉著『百人一首一夕話』が唯一の文献であった。そして、この『百人一首一夕話』の依拠した『三十六人歌仙伝』は異本系の本文であったと思われる、たとえば、第三章で触れた源重之の略伝については、康保四年十月左近衛権将監に任じ、同月右近将監となり、安和元年十一月従五位下、二年正月相模権介、天延三年正月左馬助、貞元元年七月相模権守、長保年中陸奥にて卒す。

と記す如く、『三十六人歌仙伝』異本に特有の記事内容を持ち、また、凡河内躬恒の条にも、同じく、（大堰川行幸和歌ノ折）その行幸の日題九つ出だされて詠人は六人なりしに、外の人々は題ごとに一首を詠まれたれど、躬恒は鶴江に立てりといふ題の外は一題に二首詠みて献ぜられし事……

とあって、傍線部分が異本の特有本文と合致するのであり、更には、前章に述べた壬生忠見についても「天徳二月正月、撰津権大目に任ぜられたり」のように、異本と一致する「撰津権大目」とするなど、異本『三十六人歌仙伝』を

下敷きにしたと想定すれば納得できる事象が多いのであるが、ただ、『百人一首一夕話』は『三十六人歌仙伝』に依拠したとはどこにも明示しておらず、また、たとえ依拠したとしても、『歌仙二葉抄』が『歌仙傳』を極めて直截に引用するのと異なり、『百人一首一夕話』独特の和文脈の中に採り込んでいるので、果して実際『三十六人歌仙伝』を典拠資料の一つに用いているのかどうか、その見窮めにはなお一沫の不安も残ったのであった。

ところがここに、『百人一首一夕話』に先立つこと八十数年、『歌仙二葉抄』に既に『三十六人歌仙伝』の異本系本文が極めて多量に引用されていることを知り、少なくとも近世中期には『三十六人歌仙伝』の異本も通行していたことが裏付けられ、『百人一首一夕話』が異本『三十六人歌仙伝』を典拠に仰いだであろうとの想定にも、一応の蓋然性を付与するものと思われる。

本稿は、専ら『歌仙二葉抄』に引用された『歌仙傳』の本文と、現存『三十六人歌仙伝』異本・流布本両本文との比較、検討を通して、『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』の本文系統を見窮めることを論じたため、『歌仙二葉抄』自体の問題、たとえば、三十六歌仙の代表歌が異本『三十六人歌仙伝』の掲出する代表歌と、必ずしも一致せず、また「三十六歌仙絵」（佐竹本など）所載歌とも異なる等の問題は措いて顧みなかった。今後の課題としたい。

なお、『三十六人歌仙伝』の名称について、顕昭の『柿本朝臣人麿勘文』・『古今集序注』では「卅六人伝」と掲げ、流布本系本文では「三十六人歌仙伝」とするが、本稿で述べた『歌仙二葉抄』所引『歌仙傳』が異本系本文であることを考え併せると、異本は全て「歌仙伝」の名称となる。顕昭の言う「卅六人伝」が正式の書名か略称なのかは判然としないが、現存する『三十六人歌仙伝』の諸伝本はみな近世書写の写本であって、群書類従本も含めて管見し得た諸伝本について言えば、例外なく流布本は「三十六人歌仙伝」、異本は「歌仙伝」の名称で統一されるようである。

注

- (1) 題簽はなく、蔽密に言えは書名不明であるが、(3)宮内庁書陵部蔵(一五四・七)『歌集襍抄』と全く同じ内容であるため、私に仮りにこのように呼称する。
- (2) 「異本三十六人歌仙伝——翻刻ならびに解説——」(『国文学研究資料館紀要』第八号、昭和五七年三月)
『三十六人歌仙伝』考——作者ならびに成立年時——(『国語と国文学』昭和五七年十月)